

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月25日

【事業年度】 第18期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ユナイテッドアローズ

【英訳名】 UNITED ARROWS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩城 哲哉

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号

【電話番号】 03(5785)6325(代)

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 須藤 岳夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目1番19号

【電話番号】 03(5785)6325(代)

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 須藤 岳夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第18期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(5) <略>

(訂正前)

(6)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数の確保を容易にし、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7)会計監査の状況及び監査報酬の内容

当社においては、中央青山監査法人（現、みずず監査法人）が会計監査人となっておりましたが、同監査法人は、金融庁より平成18年7月1日より同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失し、退任いたしました。これに伴い、監査法人トーマツを平成18年7月1日付けで一時会計監査人として選任し、監査が実施されております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、水上亮比呂氏及び中塚亨氏であり、両氏の継続監査年数は1年であります。当連結会計年度の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、会計士補等10名であります。

当社の一時会計監査人である監査法人トーマツは、平成19年6月25日開催の定時株主総会での決議により、会計監査人として選任されております。

当事業年度における当社の監査法人に対する監査報酬等は次のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	27百万円
それ以外の報酬	百万円
計	27百万円

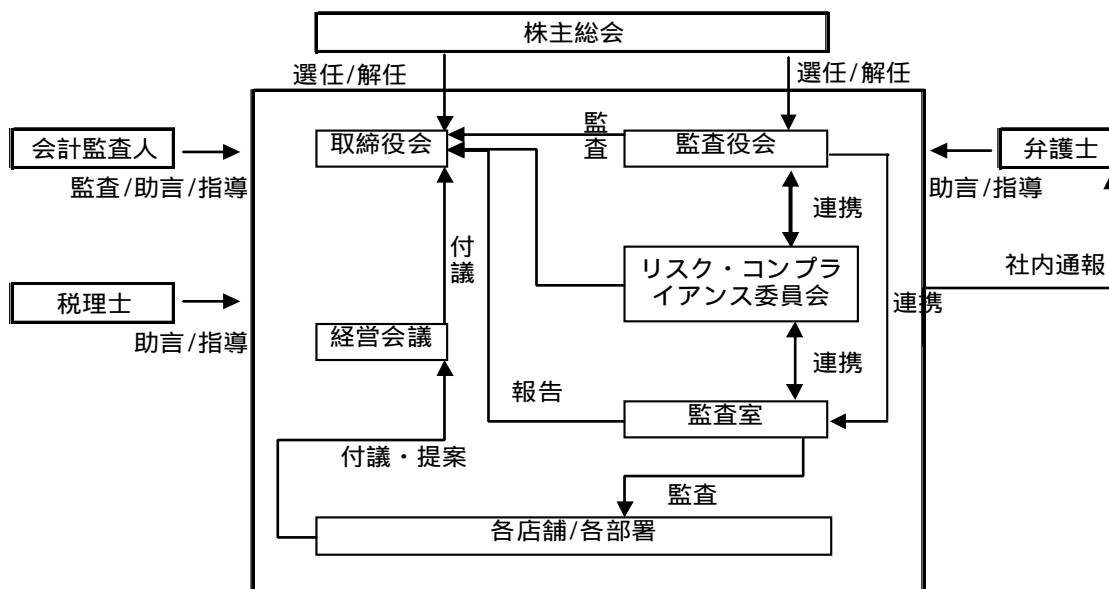
(8)役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

取締役報酬	8名	200百万円
監査役報酬	4名	22百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記金額のほか、役員退職慰労金の支給額9百万円があります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図で示すと以下のとおりとなります。



(訂正後)

(6)中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数の確保を容易にし、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8) 会計監査の状況及び監査報酬の内容

当社においては、中央青山監査法人（現、みすず監査法人）が会計監査人となっておりましたが、同監査法人は、金融庁より平成18年7月1日より同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失し、退任いたしました。これに伴い、監査法人トーマツを平成18年7月1日付けで一時的会計監査人として選任し、監査が実施されております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、水上亮比呂氏及び中塚亨氏であり、両氏の継続監査年数は1年であります。当連結会計年度の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、会計士補等10名であります。

当社の一時的会計監査人である監査法人トーマツは、平成19年6月25日開催の定時株主総会での決議により、会計監査人として選任されております。

当事業年度における当社の監査法人に対する監査報酬等は次のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	27百万円
それ以外の報酬	百万円
計	27百万円

(9) 役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

取締役報酬	8名	200百万円
監査役報酬	4名	22百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記金額のほか、役員退職慰労金の支給額9百万円があります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図で示すと以下のとおりとなります。

